

太陽電池発電設備に対する安全確認のお願い(周知)

2019年8月5日

日頃から電力設備の保安に御協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が増加しています。

長期安定的な事業運営の確保のためには、適正な事業規律が求められています。昨年の西日本豪雨や台風21号等では、太陽電池パネル等が水没したり飛散したりする事案が多数発生しました。自己の設備が原因となって、万が一他者に被害を及ぼした場合、刑事責任や民事責任が生じる場合もあります。

こうした中、2019年7月12日に開催された「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」において、「再エネ設備の促進と保安確保の両立に向けた小出力発電設備の規制の検討の方向性について」の報告が行われました。

これを受け、台風期による同様の被害の再発を防止するためには、設置者各々の責任において、太陽電池パネルの飛散防止対策等の必要性について、改めて太陽電池発電設備(現在建設中の設備も含む)の設置者に対して安全確認をお願いするものです。

併せて、太陽電池発電設備は、浸水・破損をした場合であっても光が当たれば発電をすることが可能です。このため、破損箇所等に触れた場合、感電をするおそれがありますことも改めて周知させていただきます。

なお、個別案件で御不明な点等ございましたら、最寄りの産業保安監督部まで御連絡下さい。

【参考】

- 「事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の周知依頼について」及び「一般用太陽電池発電設備のパネル飛散防止に係る周知について」¹
- 水没した太陽電池発電設備による感電防止についてのお願い(周知)²
- 再エネ設備の促進と保安確保の両立に向けた小出力発電設備の規制の検討の方向性について³

お問合せ先

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話(03)3501-1742(直通)

¹ https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/6/310604.html

² https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/7/20190703.html

³

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denrvoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/017.html 資料4

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
電話(03)3501-2342(直通)